

## 「土器ッと古代“宅配便”」実施要項

### (趣旨)

第1条 本要項は、「土器ッと古代“宅配便”」（以下「土器宅」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

### (対象)

第2条 土器宅は、次の機関、団体等からの申込みに基づき実施する。

- (1) 県内に所在する学校等教育機関
- (2) 県内に所在する公民館、博物館等社会教育施設
- (3) 県内の自治会等地域団体
- (4) 県内で開催される観光イベント等
- (5) その他、埋蔵文化財保護思想の普及及び涵養に資すると考えられるもの

### (実施内容)

第3条 土器宅の実施を希望する団体は、次の項目から実施内容を選択することができる。

- (1) 実物資料を用いた出前授業・講座
- (2) 実物資料の貸出し
- (3) 模擬資料による体験授業・講座

### (申込み)

第4条 実施を希望する団体は、文化財課職員と事前に日程、実施内容等を調整の上、別紙様式1により書面で申込みを行う。

### (搬入、搬出)

第5条 実施に必要な実物資料等の搬入、搬出は、事前に開催団体と文化財課職員が打合せを行い決定する。

### (その他)

第6条 模擬資料による体験授業・講座で使用する材料は、開催団体が事前に用意する。

### 付則

本要項は、平成23年5月9日から適用する。